

令和5年9月25日

各診療所開設者 様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

健康危機管理課

医療介護政策課

医療介護基盤課

令和6年度医療施設等施設整備・設備整備事業に係る事業計画について（照会）

本県の健康福祉行政の推進については、日ごろから御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、標記の補助事業について、来年度事業実施の参考にしたいので、貴開設診療所において整備計画がありましたら、各事業の担当課に事業計画書の様式等をお問い合わせの上、次のとおり御提出ください。

なお、計画書を御提出いただいた場合でも、予算上の制約等から、御希望に添えない場合がありますので御承知願います。

1 対象事業

別紙「対象事業一覧」のとおり

2 提出書類

(1) 施設整備（建物等の整備）

ア 事業計画書、事業費内訳書

イ 施設の配置図（全体図面）

ウ 各階の平面図（現行図面及び整備計画図面：対象区域を明示）

(2) 設備整備（医療機器等の整備）

ア 事業計画書（※電子データも各担当者へお送りください）

イ 事業費の根拠となる資料（見積書等）

ウ 設備のカタログ

3 提出部数

2部

4 提出期限

令和5年10月27日（金）【必着】

5 注意事項

- (1) この照会は、各医療施設における整備計画を把握し、来年度の補助事業実施等の参考とするものであり、補助金の交付を確約するものではありません。

- (2) 補助金額の算定にあたっては、別紙「施設・設備整備事業の概要」を参照してください。
 なお、補助制度見直し等によって、今後、事業内容や補助率・単価等が変更される場合や事業そのものが廃止される可能性もあります。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。
- (4) 事業計画書の提出後は、計画内容の変更が原則認められないため、事前に関係機関（管轄保健所等）と協議の上、関係法令等に沿った計画としてください。
- (5) 補助事業は単年度会計のため、原則、令和6年度中に事業を完了する必要があります。ただし、大規模な施設整備等で、工事期間が複数年にわたることが明らかな場合は、事前に担当課に相談してください。
- (6) 事業への着手は、補助金交付を内示した後となります。事業の契約手続きについては、入札の実施など県の公共事業の扱いに準じていただきます。補助事業が不採択となった場合もその旨を連絡しますので、連絡を受ける前に事業着手しないでください。

※ 内示する時期は、例年7～8月頃の見込みですが、事業によって8月を過ぎる場合もありますので、特に留意してください。

6 事業計画書の提出先・問い合わせ先

事業分野	担当課・グループ	担当者	電話／メール	
救急・災害医療、	健康危機管理課 救急・災害医療体制グループ	吉兼	082-513-3054（ダイヤルイン） fukikikan@pref.hiroshima.lg.jp	
小児・周産期医療	医療介護政策課 医療・介護連携グループ	佐藤	082-513-3081（ダイヤルイン） fuiryousei@pref.hiroshima.lg.jp	
へき地医療	医療介護基盤課	医療支援グループ	中野	082-513-3062（ダイヤルイン） fuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp
看護師確保		医療人材グループ	福庭	082-513-3057（ダイヤルイン） fuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp
院内保育施設			小谷	
その他全般		医療施設グループ	中原（施設） 安部（設備）	082-513-3056（ダイヤルイン） fuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp

※ 事業計画書の様式等電子データが必要な場合は、各担当課にメールでお問い合わせください。

別紙 対象事業一覧

①【医療提供体制 施設整備費交付金】

対象事業名		担当課
1	医療施設近代化施設整備事業（精神科病院以外）	医療介護基盤課
2	医療施設土砂災害防止施設整備事業	健康危機管理課
3	地球温暖化対策施設整備事業	医療介護基盤課
4	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	健康危機管理課

②【医療施設等 施設整備費補助金】

対象事業名		担当課
1	離島等患者宿泊施設施設整備事業	医療介護基盤課
2	院内感染対策施設整備事業	医療介護基盤課

③【医療提供体制 推進事業費補助金】

対象事業名		担当課
1	小児救急遠隔医療設備整備事業	医療介護政策課
2	人工腎臓装置不足地域設備整備事業	医療介護基盤課
3	内視鏡訓練施設設備整備事業	

④【医療施設等 設備整備費補助金】

対象事業名		担当課
1	へき地患者輸送車（艇）整備事業	医療介護基盤課
2	へき地巡回診療車（船）整備事業	
3	遠隔医療設備整備事業	
4	へき地・離島診療支援システム設備整備事業	
5	離島等患者宿泊施設設備整備事業	

⑤【地域医療介護総合確保基金事業】

対象事業名		担当課
1	院内助産所・助産師外来施設整備事業	医療介護基盤課
2	病院内保育所施設整備事業	
3	院内助産所・助産師外来設備整備事業	